



Title	八代和歌抄切の検討と解釈 : 中世散逸私撰集の一考察
Author(s)	井, 真弓
Citation	詞林. 2003, 33, p. 55-79
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67500
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

八代和歌抄切の検討と解釈

—中世散逸私撰集の一考察—

井 真弓

はじめに

「和歌口伝」に、

真觀東に侍りし始にあつめたる歌号¹八代抄名²字有子細³後改之⁴千載集中、中書王御上洛之後、追披露之経を五落也とて、孝行がおくりて侍りし、(後略)

と記されている「八代抄」は現在に伝えられておらず、中世散逸私撰集の一つとして考えられてきた。最近になって池尾和也氏⁵により、伝明融筆八代和歌抄切と伝後光嚴院筆兵庫切とが同一写本の断簡であることが確認され、それに加えて伝光嚴院筆六条切、伝光明院筆天龍寺切の一連の断簡群が「八代和歌抄」という名の撰集であることが指摘された。同氏は、「八代和歌抄」の成立を断簡の作者名表記の分析から、文永二年十月五日〜同三年十一月二十七日に第一次成立、文永十年二月十四日〜同十一年正月二十六日の間に補訂がなされたと推定した。また、撰歌範囲は土御門天皇(或いは後鳥羽天皇)

から龜山天皇までの八代の在位期間内であり、藤原光俊(真觀)が撰集して宗尊親王に献上したものとされている。さらにこの「八代和歌抄」の内容として、光俊自らが撰集した「続古今集」への不満や御子左家、特に為家への反発という要素が読み取れるとしている。

今回、小林強氏の「鎌倉中期関係古筆切資料集成稿(第一稿)」及びその補訂稿³において、八代和歌抄切と認定することが可能な断簡が指摘されたことを受け、それらの断簡を重点的に調査し、「八代和歌抄」の内実について考察する。新たに取り扱った断簡は、以下のものである。

・メアリ&ジャクソン・パーク財団蔵手鑑「藻鏡」15
(伝光嚴院筆¹六条切)

・個人蔵手鑑「兔玉集」(伝光嚴院筆²六条切)

・長谷寺豊山文庫蔵手鑑(伝光嚴院筆³六条切)

・久曾神昇「私撰集残簡集成」72(伝光嚴院筆⁴六条切)

・古筆学大成11」241(伝称筆者未詳)

・久曾神昇「私撰集残簡集成」52・53(伝光明院筆⁵天龍寺切)

・メアリ&ジャクソン・パーク財団蔵手鑑「藻鏡」11

(伝後伏見院筆)

また、以下の断簡は未見であり、筆跡及び詞書、詠者名、和歌の表記は不明であるため、小林氏の示す典拠一覧を参考に分析を行った。

・第2回趣味の茶掛展9 (伝光嚴院筆六条切)

・高城弘一氏蔵手鑑「翰園百華」(伝光嚴院筆六条切)

・【第5回大丸古書大即売展目録】80 (伝光嚴院筆六条切)

但し、同氏が挙げている永青文庫蔵手鑑「墨叢」139 (伝良賢筆)については、筆跡及び書式の面で六条切一群とは顕著な差異が見られ、また断簡記載歌の詠者である葉室高定の表記が「按察使高定」となっているが、高定が按察使となったのは「公卿補任」によれば建治三年であり、これは「八代和歌抄」の撰者と考えられる光俊の没後であること、及び他の断簡群から推定される成立年代(文永二年)同三年に成立、文永十年(同十一年に補訂)から大きく外れていることから、六条切とは異なる歌集の断簡であると考えられ、分析対象から外すこととする。本稿で扱う古筆切の一覧を別表一に示す。

一 成立年代の推定

【八代和歌抄】の成立年代等を考える際に、池尾氏は六条切、天龍寺切、兵庫切の全てが同時に作成されたと考えて、

分析を行っている。確かに、これらの断簡群の成立年代はほぼ文永二年(同五年)に集中しており、書式や撰歌範囲も類似していることから、これらを同一視することは無理からぬことである。しかし、各切の筆跡には明確な差異があり、また切ごとの所載歌が異なる部立に属していることも事実であり、完全に同時に成立したのではないという可能性を否定できない。そのため、各切ごとに個別に分析を行い、それぞれの結果を総合して「八代和歌抄」の全貌を明らかにすることが望ましい。本節では今回新たに追加した断簡を含めて各切ごとに成立年代の推定を行う。推定においては、断簡中の詞書、他の文献で確認できる詠歌時期及び作者名表記から成立上限を推定し、同じく作者名表記から下限を推定する。

まず、六条切の考察を行う。六条切については早くに小松茂美氏¹⁾によって二種類の筆跡が存することが指摘されているが、それらの断簡はその和歌の内容から部立を春・夏部と秋部とに峻別できる。本稿では、六条切を六条切(春・夏)と六条切(秋)の両部立に分割した上で分析を行う。六条切内の分類は別表一に示す。

六条切(秋)の成立上限は、個人蔵手鑑「もしの関」三首目(17.3)の詞書に「文永二年九月十三夜亀山殿五首哥合哥に山紅葉」とあることから文永二年九月十三日以降となる。下限に関しては、日本学士院蔵手鑑「群鳥跡」の二首目(14・

2)の詠者名が「権大納言顯朝」とあることより、顯朝が大納言を辞任した文永三年八月十二日以前と考えることができる。しかし、顯朝は同年九月二十日に薨じており、この詠者名表記が諡号表記である可能性を池尾氏は指摘している。その場合には、後嵯峨院詠歌を「院御製」と表記していることより、後嵯峨院が出家する文永五年十月五日が六条切(秋)の成立下限となる。

但し、六条切(秋)の中には、日本学士院蔵手鑑「群鳥跡」の三首目(14・3)に「徳大寺入道前太政大臣女」と諡号表記と考えられる詠者名があり、これを徳大寺入道前太政大臣実基の薨去後であると考えると、成立上限は文永十年二月十四日以降となり、上記「権大納言顯朝」や「院御製」表記から導かれる成立下限と矛盾する結果となってしまう。このことに関して、池尾氏は西園寺実氏との混乱を避けるための表記であり、実基が生存中であつた(すなわち、実基が出家した文永二年九月十五日以降の成立を示す)可能性を提示しながらも、後に述べる天龍寺切における中納言典侍の詠歌を考慮した上で、文永十年以降の第二次成立(補訂)を提案している。しかしながら、これは同氏も認める通り便宜的にすぎない解釈である。本稿ではこの「徳大寺入道前太政大臣女」という表記に関しては、「万代和歌集」において、存命している家良・基家のことを「衣笠前内大臣」「九条前内大臣」と表記しているのと同様、混乱を避けるための表記と考え、文永十年以降の

第二次成立は考えないこととする。但し、仮に池尾氏の提案するような二次的成立があつたとしても、本稿の内容に影響を与えることはない。

六条切(春・夏)の成立上限は、高城弘一氏蔵手鑑「翰園百華」三首目(30・3)の詠歌が「続古今集」に入集しており、その詞書に「文永四年内裏詩歌合に、春日望山」とあることから文永四年となり、さらに詠歌の内容から、恐らく春頃以降の成立と考えられる。下限に関しては二首の後嵯峨院詠歌(28・1)(32・2)が「院御製」と記されていることから、後嵯峨院の出家以前、すなわち文永五年十月五日以前となる。

兵庫切は、雑部・神祇部の内容を有しており、その成立年代は出光美術館蔵手鑑「見ぬ世の友」三首目(43・3)、及び五島美術館蔵大手鑑「筆陣毫戦」二首目(45・2)の詠者名表記「関白前左大臣」から推定することができる。後者の詠歌は「続古今集」に入集しており、その詠者名である「関白前左大臣」は一条実経のことを示していることが分かっている。すなわち、兵庫切は、実経が関白に任じられた文永二年四月八日から、関白を辞した文永四年十二月九日までの間に成立したものと考えられる。

天龍寺切は冬の部立の内容を有しており、その成立下限

は、出光美術館蔵手鑑「見ぬ世の友」の二首目(37・2)の詠者「前権僧正澄覚」表記から、池尾氏の指摘にあるように澄覚が大僧正に任じられる文永三年十一月二十七日以前の成立と考えることができる。ところが、成立上限については、個人蔵手鑑(古筆学大成)25・373の二首目(39・2)の中納言典侍(光俊女親子)の詞書(詠歌なし)が問題となる。詞書には、「春日社哥合に水を」とあり、これを池尾氏は文永六年に光俊が勧請した「春日社五首歌合」と比定しているため、ここでも成立年代の不一致が生じ、第二次成立を提案している。しかし、今回新たに天龍寺切と認定した久曾神昇「私撰集残簡集成」53

このころや人のみぬまとなかるらむ
うへはこほれるたにかはの水

おなしやしろの十五首哥に

関白家民部卿

こほるよやつらさなるらむおとつれの
さらてはたえぬやまかはの水

土御門院四季哥合哥

承明門院兵衛督

たに水もこほりのしたにこえとちて
ひとり山もるゆふくれのくも

を検討すると、その一首目(41・1)が「氷」を詠み込んだ詠歌であり(詠者、詞書なし)、二首目(41・2)の関白家民部卿

の詠歌も同じく「氷」を読み込んでいることから、この「私撰集残簡集成」53は個人蔵手鑑(古筆学大成)25・373の詠者名表記「中納言典侍」につながる部分である可能性がある。

関白家民部卿という人物については、「閑窓撰歌合」や「基家百首歌」、光俊が撰した「現存和歌六帖」や「秋風抄」など、反御子左家歌人が中心となった歌合及び歌集にのみその名が見られ、安井久善氏によると光俊の娘或いは一族であるという。この関白家民部卿の詠歌(41・2)の詞書に「おなしやしろの十五首哥に」とあるが、この十五首歌としては、正嘉二年の「尊海勸進春日社十五首」が有力である。この十五首歌の記録は断片しか残っていないが、関白家民部卿とは姉妹或いは近親であると考えられる鷹司院帥(光俊女)の参加が確認できることから、関白家民部卿自身の参加の可能性も十分に考えられる。また、出詠者の一人である大納言良教の詠歌「ふちせこそさだめなからめあすかはこほりてかはるなみのおとかな」(続古今集一六二九)から、歌題に「氷」が存したことが確認できる。このことから、「私撰集残簡集成」53の一首目(41・1)の詠歌の詞書には「春日社」という表記があったものと考えることができる。

また、「私撰集残簡集成」53の三首目(41・3)も同様に「氷」を詠み込んでおり、詠者である承明門院兵衛督は、「和歌口伝」に鷹司院帥や親子典侍(中納言典侍)と共に「右大臣家兵衛督」と記される光俊の娘と同一人物と考えられ、この断簡

においては、光俊の縁者が集められていることが指摘できる。これらの検討から『私撰集殘簡集成』53の一首目(41・1)は中納言典侍の詠歌であり、個人蔵手鑑(古筆学大成)25・373の詠者名表記(39・2)「中納言典侍」につながる部分であると考えることが妥当であろう。

ここで、「関白家民部卿」という詠者名表記を考える。関白家民部卿は、建長三年の「閑窓撰歌合」や建長八年の「基家百首歌合」にある「前撰政治家民部卿」のことであると考えられ、この年代の「前撰政治家」としては一条家ないし二条家が該当する。池尾氏の指摘にあるように、中納言典侍の詠歌が文永六年の作であるとすると、必然的にこの「関白家民部卿」表記も文永六年以降のものと考えられるが、兵庫切にある「関白前左大臣」一条実経が文永四年十二月九日に関白を辞して以降、光俊生存中に一条家及び二条家から関白が出ることはない(文永十一年に一条家経が摂政には任じられている)。このことを考えると、「関白家民部卿」の「関白」は一条実経を指しているとしか考えられず、その結果、直前の中納言典侍の詠歌は文永六年の春日社歌合で詠まれたものではなく、文永四年以前の作と考えられる。

以上の検討から、中納言典侍の詠歌は、天龍寺切の成立上限とはなり得ないことが明らかになった。このため、成立上限としては、久曾神昇『私撰集殘簡集成』52の一首目(40・1)の為家詠歌が「文永二年白河殿七百首」の内の一首であるこ

とから、文永二年七月七日以降の成立となる。

以上の各切の成立年代に関する考察をまとめると、次のようになる。

六条切(秋) 成立上限 成立下限
文永二・九・十三 文永三・八・十二或いは
文永五・十・五

六条切(春・夏) 文永四・春 文永五・十・五

兵庫切(雑・神祇) 文永二・四・八 文永四・十二・九

天龍寺切(冬) 文永二・七・七 文永三・十一・二十七

各切の成立年代は、文永二年〜同五年の間に集中しており、池尾氏の指摘にあるように同時に成立した単一の和歌集とみることもできるが、厳密には六条切(春・夏)と天龍寺切の成立年代はわずかに重ならないことが分かる。また、特筆すべきことに、各切の成立年代内の文永三年七月に、光俊の後援者である宗尊親王が將軍を廢され、京に送還されるといふ事件が起こっている。天龍寺切(冬)の成立は宗尊親王の失脚前である可能性が高く、これは光俊にとっても弘長二年に続く今集の撰者に追加されて以来の歌人としての絶頂期であるのに対して、六条切(春・夏)の成立は、宗尊親王の失脚以後であり、光俊も院參を止められ、歌壇から事実上追放されている状態に当たるとも。また六条切(秋)及び兵庫切に関し

ては、宗尊親王失脚の前後いずれの成立もあり得る。以下、各切の詠歌の内容について概観する。各切に含まれる詠歌の一覧を別表二に、また詠者別の詠歌数一覧を別表三に示す。

二 各切の概観

① 六条切(春・夏)

まず、成立年代が宗尊親王の失脚後とはつきりしている六条切(春・夏)の検討を行う。成立は、宗尊親王の失脚の翌年から二年後までに相当する。総詠歌数は三七首であり、内訳としては後嵯峨院の五首が最多で、ついで後鳥羽院の四首となつている。特に、後鳥羽院の詠歌四首中二首(25・4)(33・1)が隠岐配流後に詠まれたものであることが特徴的であり、これは同じように失脚の憂き目を見ている当時の撰者の心境を反映したものと考えられる。これについては後ほど改めて検討する。

また、六条切(春・夏)における定家の詠歌は出光美術館蔵手鑑「見ぬ世の友」の第二首(22・2)の一首のみであるが、この一首と同時に詠まれた詠歌「野外柳 みちのべの野原の柳したもえぬあはれ歎の煙くらべに」(「拾遺愚草」二七四七)が後鳥羽院の勘気に触れ、結果として定家の塾居を招いたといふいわくのある歌である。このため、これらの詠歌は御子左家ではある種タブー視されており、このような詠歌をあえて

撰んだところに、撰者の意図を汲み取ることができるといえる。定家詠歌に關しても、後ほど詳述する。

六条切(春・夏)において着目しなければならぬことは、須磨寺塔頭正覺院藏手鑑「古筆貼交屏風」の三首目(23・3)の詠者を池尾氏は「中務卿親王」と翻刻されているが、当該断簡を突見すると、「中務卿宗尊親王」と表記されている点である。「中務卿宗尊親王」という表記は文永十一年八月一日に親王が薨じてから後の諡号表記であるのだが、そのように考えると、六条切成立年代に合致せず、矛盾をきたす。また、宗尊親王薨去後に成立した「夫木和歌抄」においても諡号表記たる「中務卿宗尊親王」ではなく「中務卿親王」と記されていることから、仮に薨去後であったとしても即時に諡号を使用したとは考えにくい。それでは、このように親王の諱が表記されるのは一体どのような場合であろうか。時代は下がるが宗良親王が撰した「新葉和歌集」において、親王自身の詠歌の詠者名は「中務卿宗良親王」とされており、親王が自分自身を表記する際にはこのように諱を顯すことが一般的であつたと類推できる。すなわち、本和歌抄の撰集に宗尊親王自身が関与した可能性が高いと考えられ、これは、「代集」における八代和歌抄の撰者を宗尊親王とする表記とも合致する。以上のことから、「八代和歌抄」の撰集には光俊が大きな役割を果たすと同時に、宗尊親王が参画していた可能性が指摘できる。

② 六条切(秋)

成立年代としては、宗尊親王の失脚前後いずれもあり得る。六条切(秋)に含まれる詠歌数は五六首であり、詠者別の歌歌を見ると、後嵯峨院と定家の五首が最も多く、ついで藤原良経の四首、家隆、後鳥羽院、実伊、北条政村、宗尊親王の二首となっている。後鳥羽院の詠歌二首のうち、MOA美術館蔵手鑑「翰墨城」の第三首(013)は後鳥羽院自身が隠岐配流後の詠歌を番えたものであり、従来はいかなる歌集にも撰集されたことのない詠歌である。これは、六条切(春・夏)における後鳥羽院や定家の詠歌同様、無実の罪で失脚することとなった宗尊親王及び光俊の心情から撰ばれたものと考えることができ、この切が宗尊親王失脚後、六条切(春・夏)と同時期に成立した可能性を示唆している。この詠歌についても、六条切(春・夏)内の後鳥羽院詠歌と共に後ほど検討する。

また、この切には北条政村の二首に加えて、藤原(後藤)基政、真昭法師、また六条切(春・夏)にも北条宣時といった鎌倉歌壇歌人の詠歌が多く含まれることが特徴である。

③ 天龍寺切(冬)

成立年代は各切の中で最も早く、宗尊親王失脚前である可能性が高い。総歌数は一八首である。ここでは、定家の三首が最も多く、ついで後鳥羽院の二首が撰ばれている。定家の

三首はいずれも「拾遺愚草」或いは「拾遺愚草員外」から撰ばれており、全てが勅撰集への入集のない詠歌である。特筆すべきは、京都国立博物館蔵手鑑「藻塩草」の定家詠歌(36・1)が、六条切(春・夏)に撰ばれている(22・2)歌によって後鳥羽院の勘気を被った後の蟄居中に詠まれたものである点である。さらに、この定家の歌に続いて所載されている家隆の詠歌(36・2)は直前の定家の詠歌に合わせて詠まれたものであり、いずれも落魄の身を嘆く気持ちを読み取ることができる。ところが、天龍寺切のその他の断簡所載の定家や後鳥羽院の詠歌はごく普通の情景を詠んだ歌ばかりであり、この京都国立博物館蔵手鑑「藻塩草」のみが異彩を放っていることが分かる。ここから、天龍寺切のうち、「藻塩草」断簡の部分に関しては、宗尊親王失脚後から天龍寺切の成立下限である文永三年十一月二十七日までの三ヶ月強の期間に記されたと捉えることが自然であろう。天龍寺切のその他の部分が失脚前後のいずれに成立したかを限定することは困難であるが、前述のように「藻塩草」断簡との差異が著しいことや、宗尊失脚後の成立期間が数ヶ月しかないことを考えると、光俊は失脚前から冬部を作成しており、境遇の急変に伴って前述の定家や家隆の詠歌を追加した可能性を指摘することができ。これら定家詠歌の内容の詳細については、後ほど六条切(春・夏)の詠歌とまとめて考察する。

その他の特徴としては、中納言典侍、承明門院兵衛督、関

白家民部卿といった光俊の娘や縁者が多く含まれていることである。また、前述の六条切には光俊と親交のあつた鎌倉歌人の詠歌が多く撰入している。これらの事実は、八代和歌抄切等が示す和歌集の撰者が光俊であることをあらためて強く示唆しており、先ほど検討した成立年代から、池尾氏の述べのように「八代抄」に相当すると考えるのが妥当である。

④ 兵庫切(雄・神抵)

成立年代としては、宗尊親王の失脚前後いずれもあり得る。総歌数は一四首であり、後鳥羽院、土御門院、西園寺実氏、一条実経らの詠歌が二首ずつ撰ばれている。ここで注目すべきは、伝明融筆八代和歌抄切において、題字の直後、神祇歌の筆頭に撰ばれている菅原道真の詠歌である。別表三にある通り、四つの切の全詠歌を分析すると、この道真詠歌を除いては、詠者の全ては後鳥羽院政期以降の人物(最も古い人物で俊成、西行)であり、撰歌範囲としては池尾氏の指摘通り、後鳥羽院時代から嵯峨院時代と考えるのが妥当である。それにもかかわらず、本来の撰歌範囲を超えて道真詠歌をあえて入集した背景には、撰者の意図が表れているものと考えられる。本稿では、特に宗尊親王との関連について検討を行う。

三 特徴的な和歌の検討

① 菅原道真の詠歌
まず、本和歌抄中の神祇歌の巻頭に据えられた菅原道真の詠歌を考察する。

A 個人蔵手鑑(古筆学大成16) 361 (伝明融筆) (47・1)

八代和歌抄巻第十九

神祇哥

なさけなくおる人つらしわかやとの

あるしわすれぬむめのたち枝を

此哥は建久二年の春のころつく

しへまかれりけるもの、安楽寺の

むめをおりて侍ける夜ゆめに

見え侍けるとなむ

本和歌抄が成立されたとする文永三年頃の宗尊親王は、幕府から謀反の罪をとがめられ、京に護送、謹慎の身であり、父後嵯峨院からも勘当されている状態であった。当時の宗尊親王の詠歌には、

たれか又かみのちかひをたのむべき我なき名にてしづみ

はてなば (中書王御詠) 三三三八

猶たのむ北野の雪の朝はらけ跡なき事に埋もるる身を

(増鏡) 八三三

と、無実の罪で大宰権帥に左遷された菅原道真(天神)に思いを寄せた詠歌が数多く存する。さらに、

神だにもいざとみちびけあし引のこなたかなたにすてら

るる身を

〔中書王御詠〕三三九

あはれしれ西吹く風に露そへてわがはつしほのそでのくれなゐ

〔中書王御詠〕三四〇

ささのこるいづれのぬまにおりたちてひかりなき身のそでぬらすらん

〔中書王御詠〕三四一

やくしほも立つしら浪もいさしらず我のみからきよにまよひつ

〔中書王御詠〕三四二

と、これら四首は「新古今集」及び「続古今集」に入集した筑紫流謫中の道真の詠歌に依拠している。これほどにまで宗尊親王が道真という人物に固執するのは、一体なぜなのか。それは、詠歌の中に「無き名」「あやまたぬ身」という語を繰り返して使用していることからも分かるように謀反の嫌疑への無実の身を強く訴えており、これが、「うみならずたたへる水のそこまでにきよきころは月ぞてらさん」〔大鏡〕一九「あめのしたかわけるほどのなればやきてしぬれぎぬひるよしもなき」〔大鏡〕二二と冤罪を訴える道真の境遇と合致しているからに他ならない。「八代和歌抄」の神祇歌の巻頭に、自らの境遇に近似した道真詠歌が据えられたことは、落魄の人物への強い共感が感じられ、さらに本和歌抄の撰集への宗尊親王の影響を強く示唆するものである。

② 後鳥羽院の詠歌

各切の分析でも述べたが、本和歌抄において特徴的なのは

後鳥羽院の詠歌の多さ（二〇首は後嵯峨院に次いで二番目）と、その内容である。特に異彩を放っているのは後鳥羽院の詠一〇首のうち、隠岐配流後に詠まれた四首（B・C・E歌は詠五百首和歌、D歌は後鳥羽院自歌合）である。

B 藤井隆氏蔵歌集切（愛知大学国文学）一七 昭52・3

（伝光嚴院筆）（25・4）

たいしらす

後鳥羽院御製

たか、にか花たちはなのほふらん
むかしの人はひとりならぬに

C 久曾神昇「私撰集残簡集成」72（伝光嚴院筆）（33・1）

しからきの外山のそらはかすめとも
峯の雪けはなをやさゆらむ

D M O A 美術館蔵手鑑「翰墨城」30（伝光嚴院筆）（01・3）

秋御哥のなかに

後鳥羽院御製

おほかたの空もなみたやせきあへぬ
月かけぬらす秋のむらさめ

E 白鶴美術館蔵手鑑89（伝飛鳥井雅有筆）（46・2）

五百首御哥の中に

後鳥羽院御製

かはらしとたのみしものをあしひき
山のみなみのまつかせのこゑの

B歌は、「古今集」一三九番歌「さつきまつ花橘のかをかげば昔の人の袖のかぞする」を本歌取りとすることにより、下句の「むかしの人はひとりならぬに」が活き、「昔の人は一人ではないのに、自分は一人きりである」という孤独感が顕著に表れている。E歌の第一・二句目「かはらしとたのみしものを」(変わることはあるまいと当てにしていたのだが現実に変化してしまつた)と逆接表現を使用することにより、自らの境遇の變化へのとまどいや悲哀の情が表れている。また、E歌を含む「後鳥羽院御集」一〇八八―一〇九八の一〇首は、神の加護を願つた詠歌群であり、「八代和歌抄」内でも、熊野詣を詠んだ「続後撰集」入集の実氏の詠歌と「新古今集」入集の後鳥羽院の詠歌の間に位置し、神祇歌として扱われている。D歌の第二・三句目「空もなみたやせきあへぬ」には自然景物と自己の感情の一体化が見られ、C歌は「しからきの外山」は春が訪れているが、「峯」ではまだ冬である、と一見なにげない叙景歌のようだが、「外山」は都、「峯」を自らの居所と読み替へれば、おのずから後鳥羽院の心中が表出される。

このように隠岐に配流された後鳥羽院の嘆きの詠歌を入集させた背景には、「八代和歌抄」成立当時の光俊及び宗尊親王の境遇の變化を読み取ることが可能である。

本和歌抄成立期間内の文永三年七月、宗尊親王は幕府によつて將軍を廃され、京都へ送還される。突然に降りかかつたこの出来事は宗尊親王にとっていかに衝撃的であつたかは、

その詠歌によつて知ることができ。例えば、帰京一ヶ月後に詠まれた文永三年八月百五十首歌には、

晴まなきあはれうれへの類とて又かきくらす五月雨の空

〔竹風和歌抄〕四九三

神無月袖より外のしぐるるは雲もうれへの有る世なるらん

〔竹風和歌抄〕五一五

と、夏天や冬雨を詠んだ題詠歌でありながらも、四九三歌上句、五一五歌下句には宗尊親王の心情が示されおり、景物と自己の感情とが一体化されたものとなつている。また、送還途中の詠歌と見られる

あはれなりなれこし人も見えぬよに猶身にそへる秋の月
かけ

〔中書王御詠〕二二七

や帰京後の冬(文永三年の冬)の

うづもれぬわが身なりせばこのゆきにとひくる人のあと
やまたまし

〔中書王御詠〕一五〇

には孤独な状況におかれた親王の姿が類推でき、

春のなどうき身をかけて立ちぬらんかさなる年は人もわ

かぬに

春の日のやぶしもわかぬ光にももれたるものをわが身な

ららむ

と逆接的に表現することにより、自らの境遇の變化に対する

やるかたない思いが率直に詠出されている。そして、「竹風和歌抄」二五七―二六七にわたる神祇歌には、身の潔白を神

に折念し、加護を願う、あがきにも近い親王の姿がある。

当時の光俊の詠歌は残っておらず、彼の心情は明らかではないが、宗尊親王の失脚に付随して光俊も院参を止められ、歌壇から追放されていることから、宗尊親王と同様に失意の状態にあったと考えることができる。このような彼ら自身の姿は、承久の乱により配流された後鳥羽院の境遇に相通じるものがあり、後鳥羽院の詠歌は彼らの心意をまさに体現化したものであったと考えられる。

③ 定家の詠歌

後鳥羽院に次いで詠歌数の多いのは定家(九首)である。定家と光俊との関係は、「和歌口伝」に記されているように歌道における師弟関係であり、「明月記」安貞元年三月一日の条には、定家が光俊の能力をいち早く買い、「道助法親王家十五首」の参加者として推挙していることが記されている。そして「秋風抄」序文⁽¹⁵⁾にては、

近くはすなはち定家家隆等の卿は、昔の赤人人丸の互ひにかみしもに立たむことかたくなむ有りけるがやうにぞ、世に思ひ時にあらそひ、此の道のひじりなるかなとあふぎけるも、詞は古きにより、姿は高きにいたり、所の名をばよみふるさる、を求め、心は新しきをもちてすぐれたる歌をばつくりけるとぞ。

と、光俊にとっての定家は単に恩師としてのみならず、歌聖

としての絶対的存在として認識されていることが分かる。

『八代和歌抄』中に定家の詠歌は九首見られるが、特に次に挙げる二首に特徴がある。

F 出光美術館蔵手鑑「見ぬ世の友」24(伝光厳院筆)(22・2)

承久二年二月内裏にて二首哥

かうせられけるに春山月

前中納言定家

さやかにも見るへき山はかすみつ、

わか身のほかもはるの夜の月

G 京都国立博物館蔵手鑑「藻塩草」26(伝光明院筆)(36・1)

慈鎮大僧正のよませ侍ける四季百首

哥に冬草

わかやとはひとめもくさも草はなを

かれてもたてるこゝろなかさよ

F 歌と同時に詠まれた「野外柳 みちのべの野原の柳したもえぬあはれ歎の煙くらべに」(「拾遺愚草」二七四七)は、後鳥羽院の勘気に触れた歌であり、G 歌(四季題百首)はその後の蟄居中の詠歌である。F 歌は内裏での歌会の参会を辞してまで亡母を追慕、悲しむ姿が窺え、二七四七歌は「みちのべのくち木の柳春くればあはれ昔と忍ばれぞする」(「新古今集」一四四九)、「ゆふされば野にも山にもたつけぶりなげきよりこそえまさりけれ」(「大鏡」一七)と、菅原道真の詠歌と発想が酷似していることから、寓意的に解釈され、後鳥羽院の怒

りをかったとの指摘がある。¹⁷⁾「順徳院御記」によると、このことにより定家の宮廷歌人としての詠歌活動の場は封じられたとされる。G歌は「山里は冬ぞさびしさまさりける人めも草もかれぬと思へば」(古今集三二五)を本歌とすることにより、宮廷歌人としての活動の場を失った寂寞感、孤独感が感じられる。両歌ともに「拾遺愚草」以外の入集を見ず、特にF歌は「順徳院御記」に「自他無秀逸之詞」と記され、詠歌の価値が認められていない。そればかりではなく、久保田淳氏の「御子左家の人々なら敬遠しそう」との指摘²⁰⁾からも、本詠歌は御子左家にとつてはある意味でタブー視されていたと考えられ、定家を師として仰ぐ光俊にとつても慎重に扱うべき詠歌にあつたに違いない。それをあえて「八代和歌抄」に入集させたのは、院の怒りによつて蟄居する定家の姿に突然に沈倫の身となつた自ら及び宗尊親王の境遇を重ね合わせ、定家の歌に強い共感をおぼえたためであると考えられる。

このように「八代和歌抄」中に多く見られる後鳥羽院、定家、或いは道真の詠歌については、単に秀歌という所以のみでなく、彼らの境遇が光俊、宗尊親王の当時の境遇に近似し、その嘆き、望郷、孤独の念に強く共感したからに他ならぬと考えられる。

④ 為家の詠歌

別表三を参照すると、光俊と対立する御子左家の歌人、為

家・実氏の詠歌が多く採ばれていることが目に付く。光俊はどのような意図で彼らの詠歌を多く入集させたのであろうか。このことについて池尾氏は、根津美術館蔵手鑑「文彩帖」に収められた寂蓮歌「おのへより門田にかよふ秋かせにいなはをわたるさをしかのこゑ」を為家が悪歌と意識していたにも拘わらず撰入し、そればかりでなく同歌風の詠歌を連続撰入していることから、「八代和歌抄」には御子左家(特に為家)に対する反発が存在していると考えている。しかしながら、「秋風抄」の序文には、

家をつぎ名をあらはせる人はすなはち前大納言為家卿は、よく歌のおもむきを立てその詞たくみなり。しかも艶なるをもととしてやさしきをねがへるにや。たとへば上陽の人のまなぶたは芙蓉に似、むねは玉に似たるが如し。かの深宮のありさまも佛なきにあらず。

とあり、光俊は為家を当代の代表歌人として高く評価している。このような讃辞を呈することに御子左家に反旗を翻している光俊の屈折した思いを読み取る考え²¹⁾もあるが、素直に解釈をしたい。断簡中の為家の詠歌を見てみよう。

H 久曾神昇「私撰集残簡集成」52 (伝光明院筆) (40・1)

船もかないさよふなみのをとほして

またよはふかし宇治のあしろ木

I 「古筆学大成11」241 (筆者未詳) (35・2)

文永二年七月七日白河殿にて題を

さくりて七百首哥人々によませさせ

たまひけるにおなしこ、ろを

民部卿為家

やまのはの見えぬをおいにかこてとも

かすみにけりなはるのあけほの

H・I歌ともに文永二年七月七日の「白河殿七百首会」の際の詠歌である。光俊は為家、知家とともに題者となっている。この歌会は、同年十二月二十六日に奏覧された『続古今集』の撰集資料として催された歌会であるのだが、これらの詠歌の入集は漏れている。しかし光俊は『続拾遺集』よりも早く為家の詠歌を評価し、代表歌として認知して『八代和歌抄』に入集させているのである。本和歌抄において光俊は反御子左家的考へで撰集を行ったのではなく、為家や実氏らを貶めるために彼らの詠歌を多く入集させたのでもない。自らが優れていると信ずる詠歌を素直に撰んでいるものと考えられる。

おわりに―『八代和歌抄』撰集の背景について―

ここで、これまでに明らかにになった『八代和歌抄』の特徴をまとめておく。

・本和歌抄は、文永二年〜同五年の間に光俊と宗尊親王の手により撰されたものである。撰集作業そのものは文永三年七月の宗尊親王失脚前に開始されたものと推測でき

るが、撰集中に宗尊親王の將軍廃立・京都送還・蟄居謹慎、さらには光俊も院参を止められ、歌壇から事実上追放されるという事件が起こっている。

・左遷後の道真、隠岐配流時の後鳥羽院、蟄居中の定家らの詠歌は、他の歌集への入集が殆ど見られない特徴的なものであり、撰者の不遇な時期の心情に極めて近かったために撰出されたと見ることが出来る。

・為家ら御子左家歌人の詠歌を正當に評価して入集しており、顕著な反御子左家性は現れていない。

このような『八代和歌抄』の特徴から考えるに、本和歌抄は池尾氏が主張するように光俊が宗尊親王に献上するために撰集したものは考えにくい。それでは本和歌抄の撰集の意図は一体何なのであろうか。本和歌抄は、撰集中に撰者の失脚という大事件が起こっており、その前後で撰集の意図や撰歌の傾向が大きく変容している可能性が高い。このことは、天龍寺切における定家蟄居中の詠歌と、それ以外の部分との差異に最もよく現れている。このため、遺された断簡群から当初(失脚前)の撰集の意図を探ることは極めて困難である。本稿では、失脚後の光俊や宗尊親王が、どのような心境での和歌抄を編んだのかを考察する。

本和歌抄中には当時の朝廷支配者たる後嵯峨院(二一首)に加えて、後嵯峨院の近臣たる実氏の詠歌も多く(五首)撰出されている。この点を考えると、不遇の境遇にある光俊と

宗尊親王が、歌壇界／政界への復活を目的に、彼らに対して恭順の意を示したものと見ることもできるが、一方で同じく多くの入集の見られる後鳥羽院や定家、道真の不遇をかこつ詠歌はそのような目的にはそぐわないばかりか、場合によっては定家自身の場合のように逆効果ともなりかねない。

六条切(春・夏)には、先に述べた隠岐配流時の後鳥羽院詠歌が採られている一方で、J歌のように後嵯峨院の栄華を象徴する「統古今集」撰出の詠歌が採られている。

J 季刊墨スベシヤル7掲載広告(伝光殿院筆)(28・1)

龜山殿に吉野山のさくらをうつ

しうへられて侍りけるか花のさ

きたりけるを御覧して

院御製

はることにおもひやられしみよしの、

花はけふこそやとにさきけれ

安田徳子氏は、「統古今集」における桜は後嵯峨院の御代の繁栄を讃えるものとして機能しており、この歌についても「吉野山の桜」に託して、長い間帝位をよそに見て不遇に耐えてきて、やっと権力を手中にし御世の繁栄をもたらすことのできた後嵯峨院の喜びを如実に読みとることができると指摘する²⁶⁾。

このような六条切(春・夏)の有する二面的性格をどのように解釈したらよいのだろうか。道真や後鳥羽院、定家の詠歌

の背後に、失脚当時の宗尊親王と光俊の境遇及び心情の一致が存しているのと同様に、後嵯峨院の栄華を表す詠歌は、すなわち光俊と宗尊親王の華やかなりし時代、絶頂の時代を象徴していると考えられる。また、本和歌抄に収められた詠歌の内、光俊らと同時代の歌人による詠歌の詠出の場を調査してみると、一八首中一六首が光俊の出席した「宝治百首」一建長三年九月十三夜影供歌合」等の歌合、定数歌にて詠まれたものであり、いずれも歌壇界における彼の来歴を表す出来事であることが分かる。これは宗尊親王が過去を回想する詠歌を多数詠んでいることと同様であり、光俊が自らの歌人としての栄華の回想、すなわち自らの人生の記録として、これらの詠歌を撰出したと考えられるのではないだろうか。宗尊親王失脚後、光俊は公的な歌会などに殆ど出席せず、隠遁生活を送っていた。このことについて、従来は、宗尊親王の失脚に伴って為家が歌壇界を支配し、光俊を排除したがゆえであると考えられていた。しかしながら、本和歌抄の分析によって明らかになったように、当時の光俊には再び歌壇界に返り咲いて御子左家との論争を続けようという強い意思は感じられず、むしろ歌人としての人生の終焉を自ら演出しているかのように見受けられる。統古今集の撰者となり、歌人として最高の榮譽を手に入れ、ある意味では師である定家に並ぶ位置に達した光俊であったが、その直後の運命の急変に対して大いなる無常感を抱いたであろうことが、本和歌抄の内容か

ら読み取ることができ。

以上のことから、「八代和歌抄」はその撰集中に大いなる変容を遂げ、結果として不遇な境遇に身を置く光俊と宗尊親王の率直な心情、すなわち不遇を悲しみ、無実の罪を訴える気持ち、特に宗尊親王の道真への傾倒、さらには光俊が自らの人生を振り返り、歌壇界の頂点を極めた栄華を懐かしむ心情が二人を突き動かしたことによって編纂された歌集であると考えることができよう。

注

(1) 引用は、築瀬一雄・福田秀一編「同類和歌抄」(若冲洞叢書一八)(昭37)の校異を参考にして、表記は私に改めた。

(2) 池尾和也「原・統古今集」の痕跡を求めて—古筆切資料の再検討—(上)(中京国文学)一〇 平2・3、池尾和也「原・統古今集」の痕跡を求めて—真観撰「八代和歌抄」について—(下)(中京国文学)一一 平3・3、池尾和也「原・統古今集」の痕跡を求めて(補遺)—真観撰「八代和歌抄」佚文資料追稿—(中京国文学)一五 平8・3)

(3) 小林強「鎌倉中期関係古筆切資料集成稿(第一稿)」(自讃歌注研究会会誌)五 平9・10、「古筆切資料集成稿第一回補訂(鎌倉中期・新古今集・十三代集編)」(自讃歌注研究会会誌)八 平12・10)

(4) 「古筆学大成」二五(講談社 平5) 伝光厳天皇筆六条切本未詳私撰集(二)の解説

(5) 安井久善「改訂中世私撰和歌集攷」(三崎堂書店 昭36)

(6) 寛喜のはじめの年、御代の始まで此道さかりなりし時、殊なれむつび侍し人々に十五首歌をよませて、三品禪門知家、前右京大夫信実、座をひとつにて、夜もすがら評定合点侍りしかば、真親物をへだて、き、侍りき。むすめ三人鷹司院帥・右大臣家兵衛督・九歳とて侍りしは中納言典侍歟妹一人同院按察、おのゝ点あまた侍りしかば、一族道にはこりにき。

(7) 「八代抄中務卿玉撰」(「日本歌学大系」五 風間書房 昭32)

(8) 冬きてもを花かもとのくさはなをかれてやひとのこ、ろみるらむ(従二位家隆)

(9) (文永三年七月九日)関東飛脚到来櫓屋三郎合田入道將軍御謀反事云々。仍將軍奉出越後入道時盛宅奉守護。急可有上洛云々。(外記日記)「続史籍集覽」一 臨川書店 昭44)

宮は御上あるにも、院は御義絶の儀にて、左右なく御対面もなし。(五代帝王物語)「六代勝事記・五代帝王物語」三弥井書店 平12) 他、「吾妻鏡」「増鏡」等に詳しい。

(10) 樋口芳麻呂「中書王御詠考」(「中世和歌とその周辺」笠間書院 昭55)にて、三三九歌は「新古今集」一六九〇、三四〇歌は「統古今集」六九〇、三四一歌は「新古今集」一六九一に依拠するとの指摘がある。三四二歌は「ながれ木とたつしらなみとやくし」といづれかからきわたつたつみのそこ」(「新古今集」一七〇)に依拠すると思われる。

(11) 失脚後に詠まれたと判別できる「中書王御詠」及び「竹風和歌抄」(巻一・三)の詠歌のうち、「無き名」を詠じたものは八首「中書王御詠」二五二・三三八、「竹風和歌抄」一六三・一七七・二二二・二二二・五四九・五九二、「あやまたぬ身」を詠じたものは五首「中書王御詠」二九四・三四五、「竹風和歌抄」一七八・

二五六・二七二) 存する。

(12) としをへて又おひ見けるちきりをもむすひやをさしいはしろの松(入道前太政大臣)

(13) 熊野にまいらせたまうけるとき
いはにむすこけふみならずみくまの、

(14) 右大弁光俊朝臣法名真観寛喜 貞永の比より、当家の門弟として
歌人につらなりて、(後略)

(15) 一日、(中略) 午時許法眼来、一日比注送卅首題内、十五首撰出、
宰相以下可然好士可詔由、好士等勸進由示之、(中略) 藏人大進光
俊堪能如何、答云、彼御辺不参来人也、若自然事歎、即退帰(後
略)

引用は、「明月記」(国書刊行会 昭46) に拠る。

(16) 引用は、「日本歌学大系」四(風間書房 昭31) に拠る。

(17) 久保田淳「訳注藤原定家全歌集(下)」(河出書房新社 昭61)の
解説及び久保田淳「藤原定家」(筑摩書房 平6)

(18) (承久二年八月十五日) 今夜詩歌会也。(中略) 定家卿煙くらへ
の後、暫不可召寄之由、自院被仰。如此事深答も中々歎。如何。(後
略)

(承久三年廿二日) 入夜有和歌会。(中略) 今夜会定家卿不召之。去
年所詠歌有禁。仍暫閉門。殊上皇有逆鱗。干今於歌不可召之由有
仰。仍不召。是あはれなけきの煙くらへにとよみたりし事也。被
超越致難如此歎。於歌道不召卿、尤勝事也。

引用は、「順徳院御記」「史料大成 歴代宸記」(臨川書店 昭30)
に拠る。

(19) (承久二年二月十三日) (前略) 題ハ春山月、野外柳。自他無秀
逸之詞。定家述懐歌立耳歎。兼テ不見之間、不能注之。又於歌道

難謂子細。仍講了。

(20) 久保田淳「手鑑の複製本から」(和歌史研究会会報 六九)

(21) 安井久善「藤原光俊の研究」(笠間書院 昭48)

(22) 安田徳子「続古今和歌集の「性格」その政教性をめぐって」
〔名古屋大学国語国文学〕五 昭58・11)

(23) 「今は身のよそに聞くこそあはれなれむかしはあるじ鎌倉の里」
〔竹風和歌抄〕一〇六、「とほからぬ我がむかしのみ恋しきにみ
しよにはほへ軒のたち花」(同二二四)、「雁がねの春のならひも有
るものをなどてかへらぬ昔なるらん」(同五八五)等。

(付記) 本稿における和歌本文及び歌番号は、特に断らない限り「新
編国歌大観」に拠る。

(いのもと・まゆみ 本学大学院博士後期課程)

別表一 一切一覽の分類

20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
六条切 (秋)																				
																			光嚴院	(伝称筆者)
																			所屬・所収手鑑等	
																			MOA美術館蔵手鑑『翰墨城』30	料紙・寸法(単位cm)・書写年代 藍内曇斐紙・縦24.3×横15.1(鎌倉)
																			根津美術館蔵手鑑『文彩帖』6	藍内曇斐紙・縦24.9×横16.9(南北)
																			徳川黎明会蔵手鑑『古筆聚成』34	藍内曇斐紙・縦23.9×横15.8(南北)
																			岡山美術館蔵手鑑『世々の友』15	無地斐紙・縦24.8×横12.4(南北)
																			岩国・吉川家蔵手鑑『翰墨帖』11	無地斐紙・縦24.4×横14.8(南北)
																			個人蔵手鑑『碧玉』(『古筆学大成』25・357)	紫内曇斐紙・寸法不明(南北)
																			西円寺蔵手鑑『古手鑑』(『古筆学大成』25・358)	藍内曇斐紙・寸法不明(南北)
																			藤田美術館蔵手鑑『野草芳』(『古筆学大成』28 釈文3)	料紙・寸法不明(南北)
																			個人蔵手鑑『古筆学大成』25・359)	無地斐紙・寸法不明(南北)
																			『古筆学大成30』補遺146	料紙・寸法不明(南北)
																			個人蔵手鑑『古筆帖』(『古筆学大成』25・355)	無地斐紙・縦24.6×横14.6(南北)
																			『日本の古書・世界の古書』展、八木書店展示古筆手鑑	紫内曇斐紙・寸法不明(南北)
																			東京国立博物館蔵手鑑『桃花水』(『古筆学大成』25・360)	藍内曇斐紙・寸法不明(南北)
																			日本学士院蔵手鑑『群鳥跡』(『古筆学大成』25・365)	藍内曇斐紙・寸法不明(南北)
																			個人蔵手鑑(『古筆学大成』25・361)	藍内曇斐紙・寸法不明(南北)
																			個人蔵手鑑(『古筆学大成』25・356)	藍内曇斐紙・寸法不明(南北)
																			個人蔵手鑑『もしの関』(『古筆学大成』25・364)	無地の斐紙・寸法不明(南北)
																			第2回趣味の茶掛展9	料紙・寸法不明
																			メアリ&ジャクソン・パーク財団蔵手鑑『藻鏡』15	無地・寸法不明
																			個人蔵手鑑『兔玉集』	内曇・寸法不明

47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	
兵庫切			天龍寺切										六条切 (春・夏)														
明融	飛鳥井雅有	後光嚴院	後伏見院	光明院	光明院	未詳	公忠	未詳	公忠	久曾神昇	久曾神昇	久曾神昇	久曾神昇	久曾神昇	長谷寺豊山文庫蔵手鑑	長谷寺豊山文庫蔵手鑑	『第5回大丸古書大即充展目録』	高城弘一氏蔵手鑑	『第20回丸善特選古書目録』	季刊墨スベシヤル7	個人蔵手鑑	『尾州佐野弥高亭所蔵品入札目録』	藤井隆氏蔵歌集切	京都国立博物館蔵手鑑	須磨寺塔頭正覚院蔵手鑑	出光美術館蔵手鑑	徳川美術館蔵手鑑
個人蔵手鑑(『古筆学大成』16・361)	白鶴美術館蔵手鑑89	五島美術館蔵大手鑑『筆陣臺戦』	陽明文庫蔵『大手鑑』24	出光美術館蔵手鑑『見ぬ世の友』27	メアリ&ジャクソン・パーク財団蔵手鑑『藻鏡』11	久曾神昇『私撰集残簡集成』53	久曾神昇『私撰集残簡集成』52	個人蔵手鑑(『古筆学大成』25・373)	東京国立博物館蔵手鑑『桃花水』(『古筆学大成』25・370)	出光美術館蔵手鑑『見ぬ世の友』25	京都国立博物館蔵手鑑『藻塩草』26	個人蔵手鑑(『古筆学大成』11・241)	徳川黎明会蔵手鑑『蓬左』57	久曾神昇『私撰集残簡集成』72	長谷寺豊山文庫蔵手鑑	『第5回大丸古書大即充展目録』80(昭45・11)	高城弘一氏蔵手鑑『翰園百華』	『第20回丸善特選古書目録』179(平7・10)	季刊墨スベシヤル7『写経その書とこころ』掲載広告	個人蔵手鑑『歌海』(『古筆学大成』25・366)	『尾州佐野弥高亭所蔵品入札目録』27(昭4・6)	藤井隆氏蔵歌集切(『愛知大学国文学』一七)(昭52・3)	京都国立博物館蔵手鑑『藻塩草』25	須磨寺塔頭正覚院蔵手鑑『古筆貼交屏風』46	出光美術館蔵手鑑『見ぬ世の友』24	徳川美術館蔵手鑑『鳳凰臺』16	
内曇斐紙・寸法不明(鎌倉後期〜室町初期)	紫内曇斐紙・縦24.6×横16.4(鎌倉)	藍内曇斐紙・寸法不明(南北)	無地斐紙・縦24.7×横16.1(南北)	紫内曇斐紙・縦24.7×横15.6(南北)	内曇・寸法不明	無地・縦24.7×横13.6	無地・縦24.7×横13.6	雁皮紙無地薄紙・縦24.9×横11.7(南北)	内曇斐紙・縦25.0×横14.8(南北)	無地斐紙・寸法不明(南北)	紫内曇斐紙・縦24.1×横15.2(南北)	藍内曇・縦24.6×横16.0(室町)	紫内曇斐紙・縦25.2×横16.8(南北)	無地・寸法不明	無地・寸法不明	料紙・寸法不明	料紙・寸法不明	内曇斐紙・縦24.5×横16.0(南北)	藍内曇及び無地斐紙・縦23.7×横18.0(南北〜室町)	雲紙・寸法不明	青雲紙を横に使用・縦23.1×横15.3	藍内曇斐紙・縦25.2×横15.9(南北)	紫内曇斐紙・縦24.5×横15.9(南北)	藍内曇斐紙・縦24.6×横15.9(南北)	紫内曇斐紙・縦24.8×横15.9(南北)		

別表二 詠歌一覽
六条切(秋)

番号	断簡詠者名表記	主たる他出(勅撰集・反御子左家派歌集を中心に)	備考
01-1	従二位家隆	御室五十首五七四	和歌のみ
01-3	後鳥羽院御製	後鳥羽院自歌合一二	(寂蓮) 和歌のみ
02-1	惟明親王	千載集三二五	正治二年院初度百首
02-2	後京極撰政前太政大臣	新古今集四四二・新時代不同歌合一三	(良経) 建久二年閏十二月十題百首
02-3	後京極撰政前太政大臣	新古今集四四四	(如願) 和歌下句のみ
03-1	平親清女	如願法師集五四一	
03-2	後鳥羽院御製	不明	建曆二年十二月廿首御会
03-3	前中納言定家	拾遺愚草六六一・玉葉集六九六	建久元年九月十三夜花月百首
04-1	權大納言忠信	統古今集一五九三	和歌のみ
04-2	藤原基政	不明	
05-1	皇太后宮大夫俊成	秋風抄一〇一	治承二年七月右大臣家百首
05-2	參議雅経	新古今集五二七	
05-3	院御製	統古今集四四八	(後嵯峨院) 建長三年九月十三夜影供歌合
06-1	大納言通具	新後撰集三二二・雲葉集四七三	
06-2	平政村朝臣	新古今集二九四・新時代不同歌合一二	和歌のみ
07-1	法印実伊	不明	弘長元年九月宗尊親王家百首
08-1	法印実伊	不明	詞書・詠者名のみ
08-2	法橋顯昭	新三井集一七一	(実伊) 和歌のみ
08-3	真昭法師	新古今集二九六・新時代不同歌合一〇〇	詞書・詠者名のみ
09-1		不明	
09-2		不明	
09-3		不明	

10-1	從二位家隆	万代集八九〇・新後撰集二七六	(弁内侍) 寛元三年九月道家秋三十首
10-2	後京極撰政太政大臣	続古今集三〇一・雲葉集六八八	建保二年水無瀬殿秋十首
10-3	院御製	千五百番歌合一〇八一	(良経) 詞書・詠者名のみ *該当歌
11-1	院御製	秋風集二二七・新後撰集二五二・雲葉集三九〇	(後嵯峨院)
11-2	前内大臣	不明	(基家?)
11-3	式子内親王	新古今集三二一	詠者名・和歌上句のみ
12-1	前中納言定家	石間集六七・二二五	(道玄) 和歌下句のみ
12-2	平政村朝臣	拾遺愚草二二四一	建保三年七夕内裏七首
12-3	後京極撰政前太政大臣	拾遺愚草二二四二	(定家) 建保三年七夕内裏七首 *未見
13-1	院御製	不明	(良経)
13-2	權大納言顯朝	新勅撰集二五二	(後嵯峨院) 詞書・詠者名・和歌上句のみ
13-3	德大寺入道前太政大臣女	続古今集三八三	文永二年八月十五夜歌合
14-1	土御門院小宰相	不明	(後嵯峨院) 和歌下句のみ
14-2	德大寺入道前太政大臣女	不明	弘長元年九月宗尊親王家百首
14-3	七条院大納言	不明	(德大寺実基女)
14-4	新院少将内侍	不明	詠者名のみ
15-1	後京極撰政前太政大臣	新古今集四〇〇	(宜秋門院丹後) 和歌のみ
15-2	後土御門前内大臣	新古今集四〇二	建仁元年八月十五夜撰歌合
15-3	正三位知家	続後撰集三四六	(後深草院少将内侍) 建長三年九月十三夜影供歌合
16-1	順徳院御製	玄玉集六八八	(良経) 文治六年女御入内和歌
16-2	正三位知家	不明	(源定通) 正治二年八月歌合
17-1	順徳院御製	不明	詠者名・和歌のみ
17-2	順徳院御製	続古今集五二九	建保四年二百首和歌
17-3	順徳院御製	不明	詞書のみ 文永二年九月十三夜龜山殿五百首歌合
18-1	順徳院御製	瓊玉和歌集二五七	(宗尊親王) 和歌のみ *未見
18-2	順徳院御製	續古今集五〇六・秋風抄一八・秋風集四二二・雲葉集六六三	(実氏) 寛喜二年洞院撰政家百首 *未見

六条切（春・夏）

27-1	後鳥羽院御製	統古今集一四・雲葉集一二	
26-1		千載集七六	
25-5	土御門院御製	不明	詠者名のみ (俊成)
25-4	後鳥羽院御製	後鳥羽院御集七一三・雲葉集三三五	
25-3	式子内親王	新古今集二四〇	正治二年院初度百首
25-2	平宣時	統後拾遺集一八九	
25-1	高階宗成	不明	
24-2	源仲業	不明	
24-1		統拾遺集一八〇	(実伊) 和歌のみ
23-3	中務卿宗尊親王	不明	詞書・詠者名のみ
23-2	西行法師	新古今集一二六	
23-1	禅空上人	不明	詠者名・和歌のみ
22-2	前中納言定家	拾遺愚草二七四六	承久二年二月十三日内裏二首
22-1		統古今集八〇	寛喜元年為家卿家百首
21-2	入道前太政大臣	統後撰集一二・三十六人大歌合二二・新時代不同歌合二〇二	(実氏) 建長三年閏九月吹田行幸十首
21-1	順徳院御製	紫禁和歌集八六	建曆二年五月十一日詩歌合

20-2		不明	詞書のみ
20-1	從三位行能	秋風抄一二六・秋風集四三三	
19-3	院御製	統後撰集四二〇	建長二年九月詩歌合
19-2		統後撰集四一八・万代集二二一〇	(定家) 建保五年四月十四日庚申五首 (後陸峨院) 詞書・詠者名のみ *該当歌
19-1	前中納言定家	拾遺愚草七〇〇	建久元年九月十三夜花月百首
18-4		統古今集五〇八・万代集一一九〇・雲葉集七一六	(為家) 寛喜二年洞院撰政家百首 *未見
18-3		統古今集五〇七	(宗尊親王) *未見

27-2	野宮左大臣	玉葉集三一・万代集八一	(公継)
28-1	院御製	續古今集一〇〇	(後嵯峨院)
28-2		秋風集七二	(後嵯峨院)
29-1		新古今集一〇一	(式子内親王) 和歌のみ
29-2	入道前太政大臣	続後撰集九三・万代集三一七	(実氏) 宝治二年宝治百首
29-3	前内大臣	続拾遺集四九八・石間集一三三三	(基家) 宝治二年宝治百首
30-1		続古今集九一・雲葉集一〇五	(順徳院) 建保七年二月十一日歌合
30-2		秋篠月清集六一一	和歌のみ
30-3		続拾遺集九六	(良経)
31-1		六華集一〇	(行家) 文永四年内裏詩歌合
32-1	土御門院小宰相	続古今集七七・秋風集五七他	和歌上句のみ
32-2	院御製	続後拾遺集一三七	(鷹司院)
32-3		不明	詠者名・和歌のみ
33-1		不明	(後嵯峨院) 宝治二年宝治百首
33-2		続後撰集八	詞書のみ
33-3	土御門院御製	新古今集一八	(後鳥羽院) 和歌のみ
34-1	從二位家隆	続後撰集一八・万代集八八	(後鳥羽院) 建仁二年二月十日影供御歌合
34-2	院御製	続古今集八四・万代集一八二	建保四年土御門院百首
34-3	後京極摂政前太政大臣	石間集一三〇・四三五	寛喜元年為家卿家百首
35-1	院御製	不明	(後嵯峨院)
35-2	民部卿為家	続拾遺集四七七・雲葉集五七	(良経?) 詞書・詠者名のみ
		続拾遺集四七八・為家集三〇	(後嵯峨院) 宝治二年宝治百首
			詠者名・和歌のみ
			文永二年七月七日白川殿七百首

天龍寺切（冬）

36-1	從二位家隆	拾遺愚草員外五七八	(定家) 承久二年秋 四季題百首
36-2	後鳥羽院御製	壬二集一二一三・二七八九	承久二年秋 四季題百首
36-3	土御門内大臣	統古今集五九九・秋風集四九七・雲葉集七七七	詞書・詠者のみ *該当歌
37-1	前權僧正澄覺	新古今集一五七八・新時代不同歌合三三四 石間集四〇・一六六・四〇二・四三一・新後拾遺集 七九五	(源通親) 正治二年院御百首
37-2	後鳥羽院御製	統古今集六三八	建保四年二月御百首
38-1	今上御製	不明	(龜山天皇?)
38-2	二條院讚岐	不明	
39-1	中納言典侍	不明	詞書・詠者名のみ
39-2	前中納言定家	統千載集六四五	(為家) 文永二年七月七日白川殿七百首 和歌のみ
40-1		拾遺愚草二〇七二	元仁二年三月二十九日權大納言家三十首
40-2		不明	建仁元年伊勢太神宮勸進百首 詞書のみ
40-3		不明	和歌のみ
41-1	關白家民部卿	不明	
41-2	承明門院兵衛督	不明	
41-3	大納言通具	順徳院百首七〇	(順徳院) 和歌のみ
42-1	前中納言定家	新古今集六八四	
42-2		拾遺愚草二〇九一	詞書・詠者名のみ 寛喜元年女御入内御屏風和歌 *該当歌
42-3			

兵庫切（雑・神祇）

43-1	待從伊成	万代集三七四九								
43-2	入道前太政大臣	続古今集一七八四								（実氏）弘長元年百首か？
43-3	関白前左大臣	不明								（実経？）
44-1	前関白左大臣	新後撰集七三三								（資宣）
44-2		不明								（良実？）
44-3		不明								詞書のみ
45-1	関白前左大臣	続古今集一八〇〇								（後嵯峨院）和歌のみ
45-2	前内大臣	続古今集一八〇一・秋風集一二三五								（実経）
45-3	入道前太政大臣	不明								（基家？）
46-1	後鳥羽院御製	続後撰集五六三								（実氏）詠者名・和歌のみ
46-2		後鳥羽院御集一〇九七								（後鳥羽院）詞書・和歌上句のみ
46-3		新古今集一九〇七								（菅原道真）
47-1		新古今集一八五三								詞書のみ
47-2		不明								

別表三 歌人別詠歌数分布

詠者名	六条切	六条切	天龍寺切	兵庫切	計
菅原道真	(秋)	(春・夏)	(冬)	(雑・神祇)	
俊成	1	1		1	1
西行		1			1
顯昭	1				1
寂蓮	1				1

宜秋門院丹後	1				1
二條院讚岐					
式子内親王	1	2	1		3
源通親			1		1
家隆	2	2			5
定家	5	1	1	3	9
良経	4	2			6

北条政村	基家	德大寺実基女	七条院大納言	土御門院小宰相	平親清女	弁内侍	後深草院少将内侍	真昭	為家	順徳院	土御門院	実氏	源定通	坊門忠信	如願	知家	後鳥羽院	行能	惟明親王	公繼	源通具	雅経
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	2	1	1		1	1
	1			1					1	2	2	2					4			1		
									1	1							2				1	
	1											2					2					
2	3	1	1	2	1	1	1	1	3	4	2	5	1	1	1	1	10	1	1	1	2	1

計56人	不明	龜山院	宗尊親王	北条宣時	道玄	伊成	関白家民部卿	承明門院兵衛督	中納言内侍	源仲業	高階宗成	日野資宣	実経	行家	後嵯峨院	鷹司院	澄覚	良実	後藤基政	頭朝	実伊	禅空
56	5		2		1										5				1	1	2	
37	1		1	1						1	1			1	5	1					1	1
18	2	1					1	1	1								1					
14	2					1						1	2		1			1				
125	10	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	11	1	1	1	1	1	3	1